

感染症の予防及びまん延防止のための指針

益子町地域包括支援センター

1 基本的方針

益子町地域包括支援センターは、利用者及び職員の健康と安全を守るため平常時から感染症の予防に留意するとともに、感染症発生の際には、必要な措置を講じなければならない。そのため、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができるよう体制を整備し運用できるよう本指針を定める。

2 感染症対策委員会

- (1) 事業所内での感染症の発生を未然に防止し発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会を設置する。
- (2) 委員会の委員長及び感染対策担当者は管理者が務める。
- (3) 委員は地域包括支援センター職員で構成する。
- (4) 委員会は6か月に1回以上、委員長の招集により開催する。
- (5) 感染症対策委員会での検討内容
 - ①事業所内の感染対策に関すること。
 - ②指針の整備・更新に関すること。
 - ③利用者及び職員の健康状態の把握に関すること。
 - ④感染症の予防対策及び発生時の対応に関すること。
 - ⑤職員への研修・訓練の企画及び実施に関すること
 - ⑥感染対策実施状況の把握及び評価に関すること。

3 平常時の対策

利用者や職員の健康と安全を守るため、標準的な感染予防対策（手洗い等）や健康管理、事業者内の衛生管理に努める。

4 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、発生状況を把握し関係機関と連携しながら感染拡大の防止に努める。また速やかに町へ報告する。

5 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修

職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの施行を目指した研修や訓練を年1回以上実施する。

附則

本指針は令和6年3月31日より施行する。